

改正 平成19年12月27日条例第43号

平成20年10月3日条例第37号

(設置)

第1条 多摩市立小学校及び中学校における望ましい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

- (1) 市立学校の一定規模に対する基本的な考え方に関すること。
- (2) 市立学校の適正な配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員11人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
 - (2) 市立学校長 2人以内
 - (3) 地域団体を代表する者 2人以内
 - (4) 公募市民（市立学校の児童又は生徒の保護者を含む。） 4人以内
- 2 前項の規定にかかわらず、特定の市立学校の通学区域について審議する場合において、教育委員会は、当該区域の市立学校1校につき1人の区域代表を審議会の委員として加えることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲で教育委員会が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第2項の委員の任期については、当該区域の審議期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(多摩市学区調査研究協議会条例の廃止)
- 2 多摩市学区調査研究協議会条例（昭和61年多摩市条例第30号）は、廃止する。

附 則（平成19年条例第43号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。